



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年10月9日金曜日 第147号

## ◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	(原子力安全対策課) ...	808
保安林予定森林にする旨の通知(3件).....	(森林整備課) ...	808
保安林予定森林(2件).....	( " ) ...	809
漁船損害補償法による加入区の変更の一部改正.....	(水産課) ...	810
落札者等の告示.....	(会計課) ...	810
土地改良区の定款変更の認可.....	(東予地方局農村整備課) ...	810
道路の区域変更(県道猪伏西谷線).....	(中予地方局久万高原土木事務所) ...	810

## 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	(保健福祉課) ...	811
地方局において行う建設業法に関する事務の取扱要領等の一部を改正する訓令.....	(土木管理課) ...	812

## 監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....	(監査事務局) ...	817
--------------------	-------------	-----

## 公 営 企 業 告 示

落札者等の告示(2件).....	(公営企業管理局総務課) ...	832
------------------	------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1081号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
平常時用大気中放射性物質濃度監視システム整備業務 一式	愛媛県県民環境部 防災局原子力安全 対策課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	令和2年8月24日	株式会社千代田テクノ ル大阪営業所 大阪府吹田市江坂町2 丁目1番43号	59,620,000円	一般競争入札	令和2年7月14日

### ○愛媛県告示第1082号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大洲市豊茂乙1690の1、乙1691、乙1695、乙1696、乙1700の1、乙1700の2、乙1701から乙1704まで、乙1709の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 豊茂乙1690の1・乙1695・乙1696・乙1700の1・乙1700の2・乙1701から乙1703まで・乙1709の1(以上9筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第1083号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年10月9日

愛媛県知事 中村時広

## 1 保安林予定森林の所在場所

伊予市双海町上灘字宮ノ谷甲3088の1、甲3088の2、字平ダ己451、己454の2、己455の2、己456の2、己458の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮ノ谷甲3088の1・甲3088の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字平ダ己451・己454の2・己455の2・己458の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第1084号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年10月9日

愛媛県知事 中村時広

## 1 保安林予定森林の所在場所

松山市柳谷町甲185、甲853、乙517の1、乙517の2、乙518から乙521まで、乙522の1、乙525の1、乙529、乙531

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

柳谷町甲185・甲853・乙518・乙519・乙522の1・乙525の1・乙529・乙531（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第1085号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年10月9日

愛媛県知事 中村時広

## 1 保安林予定森林の所在場所

四国中央市下川町字猪ノ窪乙111の6、乙111の10、乙111の12、乙111の15、乙111の20、乙111の27、字猪ノ窪谷725、字猪窪谷726、728

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字猪ノ窪乙111の6・乙111の27（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字猪窪谷726（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第1086号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年10月9日

愛媛県知事 中村時広

## 1 保安林予定森林の所在場所

今治市伯方町有津字北道甲1097の2、甲1102、甲1104、甲1105の1、甲1105の2、甲1106、字北浦道乙163、乙164、乙166から乙171まで

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北道甲1097の2・甲1102・甲1104・甲1105の1・甲1105の2・甲1106（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、字北浦道乙164・乙166から乙168まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1087号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第4項及び第6項の規定により、漁船損害補償法による加入区の変更（昭和36年2月愛媛県告示第157号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
加入区の名称	同上加入区の区域	加入区の名称	同上加入区の区域
省略		省略	
松山市		松山市	
北条	松山市のうち旧北条市の区域（ただし、松山市安居島を除く。）		
堀江	堀江町、福角町、権現町及び東大栗町の区域	堀江	松山市堀江町、福角町、権現町及び東大栗町の区域
省略		省略	
省略		省略	
北条市		北条市	
		浅海	北条市大字浅海原、大字浅海本谷及び大字萩原の区域
		北条	北条市内大字浅海原、大字浅海本谷、大字萩原及び大字安居島を除く区域
省略		省略	

○愛媛県告示第1088号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
リーチスタッカー 1台	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年8月7日	株式会社 マルカ 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地	72,160,000円	一般競争入札	令和2年6月26日

○愛媛県告示第1089号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市吉岡土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年10月9日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

○愛媛県告示第1090号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏9192番2地先から 同字9202番2地先まで	旧	メートル 3.7～9.9	キロメートル 0.510	
		上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏9191番から 同字9236番1まで	新	6.7～60.3	0.510	

訓 令

○愛媛県訓令第19号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第6（第4条関係） 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項						別表第6（第4条関係） 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専 決 者						知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長					主 幹	部 長	局 長
保 健 福 祉 課	1・2 省 略						保 健 福 祉 課	1・2 省 略					
	3 生 活 保 護 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1・2 省略 3 介護サービスの内容及び介護 の報酬の請求の審査並びに介護 の報酬の額の決定（第53条第1 項、第3項、第54条の2第5 項、第6項）						3 生 活 保 護 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1・2 省略 3 介護サービスの内容及び介護 の報酬の請求の審査並びに介護 の報酬の額の決定（第53条第1 項、第54条の2第4項 _____）				
	4 省 略	4 省略						4 省 略	4 省略				
	5 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国	1・2 省略 3 介護サービスの内容及び介護 の報酬の請求の審査並びに介護 の報酬の額の決定（例による生 活保護法第53条第1項、第3 項、第54条の2第5項、第6 項）						5 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国	1・2 省略 3 介護サービスの内容及び介護 の報酬の請求の審査並びに介護 の報酬の額の決定（例による生 活保護法第53条第1項、第3 項、第54条の2第4項 _____）				

残留 邦人 等及 び特 定配 偶者 の自 立の 支援 に関 する 法律 の施 行に 関す る事 務									
6～20 省略									

残留 邦人 等及 び特 定配 偶者 の自 立の 支援 に関 する 法律 の施 行に 関す る事 務									
6～20 省略									

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第20号

庁 中 一 般  
地 方 局

地方局において行う建設業法に関する事務の取扱要領等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

地方局において行う建設業法に関する事務の取扱要領等の一部を改正する訓令

(地方局において行う建設業法に関する事務の取扱要領の一部改正)

第1条 地方局において行う建設業法に関する事務の取扱要領(昭和30年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の収納)</p> <p>第2条 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。) 第5条(法第17条において準用する場合を含む。)の規定により、知事に対する許可の申請(許可の更新の申請を含む。以下同じ。)があつた場合は、許可申請書又は許可更新申請書(以下「許可申請書等」という。)の正本に所定の収入証紙を貼付させなければならない。</p> <p>(申請書類の方式の欠陥の補正)</p> <p>第4条 提出のあつた許可申請書等又は法第6条(法第17条において準用する場合を含む。)の規定による添付書類(以下「申請書類」という。)が、法令に定める方式を欠くものであるときは、直ちに、申請者に、その欠陥を補正させなければならない。</p> <p>(申請書類の審査)</p> <p>第6条 申請書類は、次_____に例示するところにより審査し、なるべく実地について、その実体を確認しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p>(手数料の収納)</p> <p>第2条 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。) 第5条_____により、知事に対する許可の申請(許可の更新の申請を含む。以下同じ。)があつた場合は、許可申請書又は許可更新申請書(以下「許可申請書等」という。)の正本に所定の収入証紙を<u>ちよう付</u>させなければならない。</p> <p>(申請書類の方式の欠陥の補正)</p> <p>第4条 提出せられた許可申請書等又は法第6条_____の規定による添付書類(以下「申請書類」という。)が、法令に定める方式を欠くものであるときは、直ちに、申請者に、その欠陥を補正させなければならない。</p> <p>(申請書類の審査)</p> <p>第6条 申請書類は、次の各号に例示するところにより審査し、なるべく実地について、その実体を確認しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>

(3) 法第6条第1項第1号及び第2号に掲げる事項については、請負工事台帳及び工事請負契約書等により照合すること。

(4) 法第6条第1項第3号の使用人数については、賃金、給料計算表、給与支払関係書類及び雇用契約書等により照合すること。

(5) 法第6条第1項第6号に規定する事項については、申請者備付けの諸帳簿及び関係証書により照合すること。

(申請書類記載事項の訂正指導)

**第7条** 申請書類を審査した結果、その記載事項のうち、事実又は法令に反するものがあるときは、法第8条(法第17条において準用する場合を含む。)に規定する許可の拒否に該当するものを除くほか、当該部分を指摘して、訂正させなければならない。客観的かつ物的な裏付けにより確認できない記載事項についても同様とする。

2 省略

**第8条** 省略

(許可申請に関する規定の準用)

**第9条** 第4条から前条までの規定は、法第17条の2第1項から第3項まで及び第17条の3第1項の規定に基づく知事に対する認可の申請について準用する。この場合において、第4条中「法第6条(法第17条において準用する場合を含む。)」とあるのは、「建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第13条の2第1項から第3項まで若しくは第13条の3第1項」と読み替えるものとする。

**第10条** 省略

(建設業者の指導監督)

**第11条** 法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者(以下「建設業者」という。)については、常にその実態を把握するとともに、次に掲げるものにつき、指導監督しなければならない。

(1) 法第11条及び第12条(これらの規定を法第17条において準用する場合を含む。)の規定による届出

(2)~(7) 省略

(報告)

**第12条** 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、直ちに土木部長に報告しなければならない。

(1) 省略

(2) 虚偽又は不正の事実に基づいて法第3条第1項の許可(同条第3項の許可の更新を含む。)又は法第17条の2第1項から第3項まで若しくは第17条の3第1項の認可を受けた者

(3) 法第8条各号(法第17条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当する建設業者

(4) 省略

(5) 法第19条の3、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5又は第24条の6第3項若しくは第4項の規定に違反した者

(6) 法第28条第1項に規定する場合に該当する建設業者

(7)・(8) 省略

(9) 法第29条第1項第1号、第3号から第6号まで又は第8号のいずれかに該当する建設業者

(10)・(11) 省略

別記様式(第8条関係) 副申書

省略

許可(認可)申請者営業所在地 氏名 より許可(認可)

(3) 法第6条第1号及び第2号に掲げる事項については、請負工事台帳及び工事請負契約書等により照合すること。

(4) 法第6条第3号の使用人数については、賃金、給料計算表、給与支払関係書類及び雇用契約書等により照合すること。

(5) 法第6条第6号に規定する事項については、申請者備付けの諸帳簿及び関係証書により照合すること。

(申請書類記載事項の訂正指導)

**第7条** 申請書類を審査した結果、その記載事項のうち、事実若しくは法令に反するものがあるときは、法第8条に規定する許可の拒否に該当するものを除くほか、当該部分を指摘して、訂正させなければならない。客観的、物的裏付けにより確認できない記載事項についても同様とする。

2 省略

**第8条** 省略

**第9条** 省略

(建設業者の指導監督)

**第10条** 法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者(以下「建設業者」という。)については、常にその実態を把握すると共に次の各号につき、指導監督しなければならない。

(1) 法第11条及び第12条(法第17条において準用する場合を含む。)の規定による届出

(2)~(7) 省略

(報告)

**第11条** 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、直ちに土木部長に報告しなければならない。

(1) 省略

(2) 虚偽又は不正の事実に基づいて法第3条第1項の許可(同条第3項の許可の更新を含む。)を受けた者

(3) 法第8条各号のいずれかに該当する建設業者

(4) 省略

(5) 法第19条の3、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4又は第24条の5第3項若しくは第4項の規定に違反した者

(6) 法第28条第1項各号のいずれかに該当する建設業者

(7)・(8) 省略

(9) 法第29条第1項第1号又は第2号の2から第6号まで

(10)・(11) 省略

別記様式(第8条関係) 副申書

省略

許可申請者営業所在地 氏名 より建設業法第3

\_\_\_\_\_の申請があつたので、記載内容を審査確認したところ、次のとおりであり、許可（認可）を適当と認められますから、進達します。

省略	
1 許可（認可）申請書審査の結果、記載事項の真否及び訂正指導の有無	
2 建設業 _____ に関して経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとしての要件の該当の有無	
3 許可（認可）の要件を充足する技術者の資格及び専任の事実の有無	
4 許可（認可）の要件を充足する監理技術者の資格及び専任の事実の有無	
省略	
7 建設業法（昭和24年法律第100号）第8条の許可（認可）拒否要件の該当の有無	
省略	

注 不要の文字は、抹消すること。

条第1項の規定により許可の申請があつたので、記載内容を審査確認したところ、次のとおりであり、許可 \_\_\_\_\_ を適当と認められますから、進達します。

省略	
1 許可申請書審査 _____ の結果、記載事項の真否及び訂正指導の有無	
2 許可を受けようとする建設等に関して経營業務の管理責任者 _____ としての経験 _____ の有無	
3 許可 _____ の要件を充足する技術者の資格及び専任の事実の有無	
4 許可 _____ の要件を充足する監理技術者の資格及び専任の事実の有無	
省略	
7 法 _____ 第8条の許可拒否要件 _____ の該当の有無	
省略	

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

**第2条** 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前							
<b>別表第9（第4条関係）</b> 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項					<b>別表第9（第4条関係）</b> 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者					知事	専決者		
			部 長	局 長	課 長				部 長	局 長	課 長	
土木管理課	1 建設業法の施行に関する事務	1 建設業の許可に関すること。				1 建設業の許可に関すること。 <u>(1) 指示（第28条第1項、第2項、第4項）</u> <u>(2) 営業の停止命令（第28条第3項）</u> <u>(3) 許可の取消し（第29条第1号、第2号、第2号の2、第3号）</u> <u>(4) 許可の取消し（第29条の2）</u> <u>(5) 許可の取消し（第29条第5号、第6号）</u> <u>(6) 営業の禁止（第29条の4）</u> <u>(7) 建設業者に対する立入検査及び報告（第31条）</u>						





	4・5 省略			
	6 経営規模等評価（第27条の26第1項、第4項、第27条の27、第27条の28）			—
2～37 省略				

	4・5 省略			
	6 経営事項審査に関すること。			
	(1) 経営規模等評価（第27条の26第1項、第4項、第27条の27、第27条の28、建設業法施行規則（以下この項において「省令」という。）第20条第3項、第21条）			—
	(2) 総合評定値の通知（第27条の29第1項、第3項）			—
2～37 省略				

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長 主幹
用地管理課	1・2 省略			
	3 建設業法の施行に関する事務			
		1 省略		
		2 省略		
	4～52 省略			

備考 省略

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長 主幹
用地管理課	1・2 省略			
	3 建設業法の施行に関する事務	1 建設業の許可の更新（第3条第3項）	—	
		2 建設業の変更、廃業等の届出の受理（第11条、第12条）		—
		3 建設業の許可の取消し（第29条第4号）	—	
	4 省略			
5 省略				
4～52 省略				

備考 省略

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第4条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（地方局長の専決事項）</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 地方局長の専決処理すべき事項のうち、建設部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p><u>(8)の2 建設業法第17条の2第1項から第3項まで及び第17条の3第1項の規定に基づく建設業者の地位の承継の認可に関すること。</u></p> <p><u>(8)の3 建設業法第17条の2第4項及び第17条の3第3項において準用する同法第8条の規定に基づく建設業者の地位の承継の</u></p>	<p>（地方局長の専決事項）</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 地方局長の専決処理すべき事項のうち、建設部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p>

認可の拒否に関すること。

(8)の4 省略

(8)の5 省略

(9) 建設業法第29条第1項第5号の規定に基づく許可の取消しに  
関すること。

(9)の2～(11) 省略

8・9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(10) 省略

(11) 建設業法第29条第1項第5号の規定に基づく許可の取消しに  
関すること。

(11)の2～(26)の16 省略

2～4 省略

(8)の2 省略

(8)の3 省略

(9) 建設業法第29条第4号の規定に基づく許可の取消しに  
関すること。

(9)の2～(11) 省略

8・9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(10) 省略

(11) 建設業法第29条第4号の規定に基づく許可の取消しに  
関すること。

(11)の2～(26)の16 省略

2～4 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

監 査 公 表

○公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年10月9日

愛媛県監査委員 永井一平  
同 越智忍  
同 森高康行  
同 高橋正浩

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
市 町 振 興 課	令和元年8月20日

(監査の結果)

政治資金関係文書に係る手数料について、納期限内の収入の確保に努めるとともに適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
30年度	1者	270	平成30年度決算による

(措置の内容)

請求者が交付手数料の納入方法に納得出来ないため収入未済となっていたが、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会の情報公開部分公開決定に係る審査請求に対する答申（令和2年2月3日、答申第44号）において、「現行の費用の納入方法には一定の合理性があり、やむを得ないものと認められる」とされたことから、令和2年2月26日付文書にて納入期限を定めて督促し、期限内の納入が確認できなかったため、令和2年3月24日に交付手数料270円の減額調定を行った。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
循 環 型 社 会 推 進 課	令和元年8月23日

(監査の結果)

収入未済の行政代執行費用（高濃度PCB廃棄物の処分に係るもの）について、納期限内の収入の確保に努めるとともに適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
30年度	1者	645,282	平成30年度決算による

(措置の内容)

行政代執行費用については、法人に対して請求や催告を行い回収に努めてきたところであるが、令和2年5月末日現在における収入未済額は645,282円となっている。

については、法人に対する催告を継続するとともに、引き続き、滞納処分の対象となる財産調査や差押の検討を実施する。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
保 健 福 祉 課	令和元年8月30日

(監査の結果)

収入未済の生活安定資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
16年度及び17年度	505者	44,658,260	平成30年度決算による

(措置の内容)

未収入金の収入確保については、市町に対し、借受人や連帯保証人へ連絡等を行い、生活状態等の確認や償還督促を実施し、また、行方不明者についても追跡調査を行うよう要請してきたところ。

その結果、平成30年度末の未収入金44,658,260円のうち、令和元年度中に37,410円を回収した。また、時効援用の申立があった20名について、1,371,750円を不納欠損とし、借受人の行方不明などで回収不能と判断した3名について、279,080円を債権放棄した結果、令和元年度末には、前年度より債務者数で23者減の482者、収入未済額で1,688,240円減の42

970,020円となっている。

今後とも借受人等の生活状況に応じた適切な償還指導により、債権の整理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
医 療 対 策 課	令和元年 8月30日

(監査の結果)

1 看護職員修学資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	0	648,000	648,000	金額は各年度の決算による
29年度	0	1,800,000	1,800,000	
差引増減	0	1,152,000	1,152,000	

2 収入未済の延滞金(看護職員修学資金貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
26年度・27年度	1者	58,812	平成30年度決算による

(措置の内容)

1 看護職員修学資金貸付金償還金について、下記のとおり未収金が生じていたものであり、文書及び電話等による償還指導に努めた。

年度	債務者A	計
25年度	216,000	216,000
26年度	432,000	432,000
計	648,000	648,000

【債務者Aへの対応状況】

電話、文書による督促を実施していたところ、平成26年5月に、本人から給与収入の減により返還が難しい旨連絡があった。その後、電話及び文書で督促を継続しているが応じない状況であった。

令和元年度も引き続き償還指導に努めていたところ、令和元年5月に648,000円の返還があった。

2 看護職員修学資金貸付金償還金に伴う延滞金下記のとおり生じていたものであり、文書及び電話により償還指導に努めていたところ、債務者Bより、令和2年1月に58,812円の返還があった。

年度	債務者B	計
26年度	19,145	19,145
27年度	39,667	39,667
計	58,812	58,812

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
子 育 て 支 援 課	令和元年 8月23日

(監査の結果)

1 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	126,870	907,870	1,034,740	金額は各年度の決算による
29年度	0	1,238,030	1,238,030	
差引増減	126,870	330,160	203,290	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	6,524,578	246,235,391	252,759,969	金額は各年度の決算による
29年度	8,008,952	246,773,772	254,782,724	
差引増減	1,484,374	538,381	2,022,755	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	241,844	19,916,194	20,158,038	金額は各年度の決算による
29年度	190,544	20,058,827	20,249,371	
差引増減	51,300	142,633	91,333	

(措置の内容)

1 児童扶養手当返還金については、督促など納入指導に努めているが、令和2年5月末時点で収入未済額は954,740円となっている。

納入指導については、制度の趣旨や返還金の発生理由について説明を行うとともに、個々の債務者の実態に応じて督促等を継続している。また、当該返還金は、主に受給者の受給資格に関する届出遅延により発生していることから、町に対して受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導、関係部門との連携及び関係公簿等の確認について周知徹底を図り、今後も返還金の発生の未然防止に努めたい。

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子・父子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、資金の貸付けの段階から本人への相談・指導にあたっている県下の母子・父子自立支援員全員の協力を得ながら、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めた。

また、平成31年3月の一斉催告から、一度も償還のない者等、本庁所管分の263件(未納額129,128,202円)について、令和2年3月に一斉に催告書を発出し、収入未済額の減少に努めるとともに、債権に係る財務データと帳簿との照会作業を進めており、並行して債務者等の現状確認とあわせて、適正な債権管理に向けた分析作業に取り組んでいる。

これらの結果、前年度からの滞納繰越分272,918,007円のうち、4879,301円が令和元年度内に納入されたが、令和元年度償還分6,200,952円が未収となったことから、令和元年度末の収入未済額は274,239,658円となっており、引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
障がい福祉課	令和元年8月23日

(監査の結果)

収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
29年度	1者	30,000	平成30年度決算による

(措置の内容)

年金受給権者死亡届提出の遅延により発生した心身障害者扶養共済制度年金の過払分(1件)について、年金受給者の遺族に対し返還を求めた結果、平成29年度債権の30,000円は、令和元年度中に全額回収完了となった。

監査対象機関	監査年月日
企業立地課	令和元年8月20日

(監査の結果)

収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
19年度	1者	34,796,000	平成30年度決算による

(措置の内容)

債務者は、豚肉の差額関税脱税事件を起こし、国税当局の差押えを受け、休眠状態となったため未収となっているものであるが、未だ返納されていない。

今後も社長への定期的な訪問や税関との協議を続けるなど、鋭意、返還金の回収に努めてまいりたい。

監査対象機関	監査年月日
労政雇用課	令和元年8月20日

(監査の結果)

収入未済の地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
17年度	1者	8,700	平成30年度決算による

(措置の内容)

令和元年8月29日に償還済み。(収入未済額 8,700円)

監査対象機関	監査年月日
経営支援課	令和元年8月26日

(監査の結果)

1 中小企業振興資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
29年度	1者	5,246,460	平成30年度決算による

2 高速道路を利用して通勤している職員(1名)の通勤手当について、届出と違う経路で通勤していたにもかかわらず、所属において事後の確認を怠っていたため、171,052円(平成30年12月から令和元年6月分)が過支給となっていた。

(措置の内容)

1 当該違約金は、平成29年4月に誓約した分割納付計画に基づき、同年4月から毎月150,000円を回収し、令和4年2月に完済予定となっていたところ。

しかしながら、令和元年5月、貸付先から業績不振を理由に当該分割納付計画を見直すよう要望があり、やむを得ないと認められることから、これを承諾することとし、令和2年8月を目途に新たな納付計画を策定する見込みとなっている。

今後とも、関係金融機関と連携して当該企業の事業再生を支援しながら、適切な債権管理に努めたい。

2 過支給となった通勤手当について、速やかに返納処理を行った。

(令和元年9月返納済)

また、所属職員に対して、通勤手当の適正受給について周知徹底を図った。

今後は、所属における実績確認を徹底するとともに、チェック体制の充実強化を図ることによって、再発防止に努めてまいりたい。

監査対象機関	監査年月日
林業政策課	令和元年9月4日

(監査の結果)

1 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	0	64,392,890	64,392,890	金額は各年度の決算による
29年度	0	66,552,890	66,552,890	
差引増減	0	2,160,000	2,160,000	

2 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
19年度~21年度	3者	1,055,355	平成30年度決算による

(措置の内容)

1 林業改善資金貸付金償還金については、近年、林業・木材産業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、法人の解散による事業の廃止等により平成30年度末で5件64,392,890円(件数は実債務者数)の未収金が生じていた。令和元年度も債務者の資力等に応じた償還の指導に努めた結果、年度内に1,793,044円が償還された。令和2年度は、5月末までに392,000円の償還があり、令和2年5月末現在の未収金総額は、3件62,207,846円となっている。

今後とも、地方局等を通じて債務者の状況を把握するなど、適正な債権管理を行い、納期限内の収入確保に努めるとともに、適切な償還指導により、未収金の早期収入に努めたい。

2 法人の解散による事業の廃止等により生じた貸付金償還金に係る違

約金については、平成30年度末で3件1,055,355円（件数は実債務者数）の未収金が生じていた。令和元年度は250,720円を不納欠損処理（債務者の自己破産・免責決定による）したが、新たに753,830円の未収金が発生した。令和2年度は、5月末までに10,000円の償還があったため、令和2年5月末現在の未収金総額は、3件1,548,465円となっている。いずれも返済資力がなく回収が困難な状況であるが、債務者の資力等を考慮し、貸付金償還金完済後の納入を指導しているところである。

今後とも、違約金に係る適正な債権管理に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
森林整備課	令和元年9月4日

（監査の結果）

県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、平成30年度末の歳入不足額は22億6,124万円と、前年度より3,392万円減少したものの、平成30年度の木材価格は県営林経営改善計画策定当時（平成11年度）の5割程度まで下落していることから、平成27年3月に見直しを行った県営林経営改善計画を着実に実行するなど、今後の健全な経営に向けて、より一層努められたい。

（措置の内容）

県有林経営事業特別会計は、平成27年3月に見直した「県営林経営改善計画」に沿った事業運営を行い、次の新たな改善策を順次推進するなど円滑な経営改善に努めている。

- ①森林を採算林、不採算林に区分し管理。
- ②分収林の不採算林は無償解約、採算林は契約を延長。
- ③県有林の採算林は、70年サイクルの森林を目指す。
- ④平成28年度から人員を削減。（4名 3名）
- ⑤県有林経営事業基金は処分し、償還金に補填。
- ⑥林業躍進プロジェクト等の施策を積極的に推進。
- ⑦平成28年度から償還金に対しても一般会計から繰入。

こうした取り組みの結果、令和元年度の単年度収支（繰上充用額を除く。）は3,471万円の黒字となり、令和元年度末の歳入不足額は前年度に比べ減少し22億2,653万円となったが、依然として歳入不足が生じていることから、今後も経営改善計画を着実に実行し、財政健全化が早期に図られるよう鋭意努力して参りたい。

監査対象機関	監査年月日
漁政課	令和元年8月30日

（監査の結果）

1 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	0	1,710,000	1,710,000	金額は各年度の決算による
29年度	0	1,891,000	1,891,000	
差引増減	0	181,000	181,000	

2 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金（貸付金償還金に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
22年度	1者	969,517	平成30年度決算による

（措置の内容）

1 沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、厳しい漁業経営を強いられる中、平成30年度末で2名分1,710,000円の滞納繰越が生じている。これに対して、定期的に本人と面談して、分割による償還を指導してきた結果、令和元年度は、うち1名から計120千円、残る1名からは計108千円を収入した。

今後とも、適正な償還指導を通じて未収金の早期収入に努め、債権全体の回収に繋げて参りたい。

2 違約金969,517円は長期延滞となっており、定期的に本人と面談し、違約金の早期納入を指導している。当面は、償還金（元本）の完済を優先させ、早期に違約金の支払いが可能となるよう適正な納入指導を継続することとしている。

監査対象機関	監査年月日
建築住宅課	令和元年9月4日

（監査の結果）

住宅貸付損害金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	532,329	26,720,107	27,252,436	金額は各年度の決算による
29年度	1,204,032	26,264,600	27,468,632	
差引増減	671,703	455,507	216,196	

（措置の内容）

平成30年度末時点における住宅貸付損害金（103名27,252,436円）の退去滞納者に対しては、催告通知等回収に努めたところ、令和元年度中に1名から153,019円の入金があり、27,099,417円となった。

また、分割納入中の者から122,000円の入金があったため、最終的な過年度分未収金については102名26,977,417円となった。

なお、新たに提訴した明渡訴訟により退去した者への住宅貸付損害金3名403,688円が発生し、催告通知等回収に努めたが、結果的に入金等を得ることが出来ず、令和元年度末現在で住宅貸付損害金は、105名27,381,105円となった。引き続き地方局と連携しながら収入確保に努めるとともに、より一層の収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	403,688	26,977,417	27,381,105	金額は各年度の決算による
30年度	532,329	26,720,107	27,252,436	
差引増減	128,641	257,310	128,669	

監査対象機関	監査年月日
教育総務課	令和元年8月22日

(監査の結果)

奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	65,757,000	230,882,966	296,639,966	金額は各年度の決算による
29年度	63,035,000	214,927,100	277,962,100	
差引増減	2,722,000	15,955,866	18,677,866	

(措置の内容)

奨学資金貸付金償還金については、奨学生の採用時及び貸与終了時に、学校長を通じ制度の趣旨や返還義務等を指導するとともに、卒業後、新たに返還を開始するときは、納入通知書発行に先立ち、文書により納入期限及び納入額の事前案内を行い、納期限内の収入確保に努めている。

また、返還指導を業務とする奨学生指導員(特定業務職員3名)を設置し、係員と連携して、滞納者本人や連帯保証人等に対する電話、文書等での返還指導を行うほか、平成30年度からは回収困難な債権を債権回収会社に委託し収入未済額の縮減に取り組んでいる。

平成30年度末現在の未収額296,639,966円については、令和元年度に60,302,466円(うち委託先での収納分17,377,366円)を収納し、令和2年度への滞納繰越額は236,337,500円となった。しかしながら、多量採用した時期(平成21年度前後)の奨学生が返還期にあることなどにより、令和元年度には新たに944件、66,860,000円の未収金が発生したため、令和元年度末現在の未収額は、過年度分と合わせて303,197,500円となった。

今後は、奨学生指導員による早期指導に注力するため、長期未収債権の委託を進め、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めたい。

導員を1名配置し、市町担当者と連携を密に図り、返還に係る相談者にも丁寧に対応している。また面接指導の回数を増やすなど係全体制により効果的な運用を図っている。

今後は、さらにきめ細やかな返還指導を徹底し、債務者の返還意識を高揚させることで、納期内収入の確保と収入未済額の縮減に一層努めたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

東 予 地 方 局 総 務 企 画 部

令 和 元 年 7 月 11 日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	159,253,840	245,127,292	404,381,132	金額は各年度の決算による
29年度	164,765,042	341,240,391	506,005,433	
差引増減	5,511,202	96,113,099	101,624,301	

(措置の内容)

滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において、滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化期間の設定、差押の早期着手と換価処分の促進などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成31年度に繰り越した未収入金404,381,132円が令和2年5月31日現在で178,420,799円に減少した。

平成31年度現年課税分については、自動車税納期内納付キャンペーン等による啓発のほか、これまでのコンビニやクレジットカード納付に加え、今年度よりスマートフォン決済アプリ納付を導入し、納税者の利便性を向上させ、納期内自主納税の促進に努めるとともに、滞納者に対しては、早期に財産調査を進め、預金、保険、給与などの差押えを実施するほか、タイヤロックや搜索など積極的に滞納処分を実施することにより、令和2年5月31日時点の未収入金は141,945,177円となった。

今後とも、納税秩序の維持と収税の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

人 権 教 育 課

令 和 元 年 8 月 22 日

(監査の結果)

地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	25,952,715	581,714,900	607,667,615	金額は各年度の決算による
29年度	32,429,006	568,159,022	600,588,028	
差引増減	6,476,291	13,555,878	7,079,587	

(措置の内容)

令和元年度における地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、55,273,017円の調定額に対し、収納額33,278,036円となっており、収納率は60.2%であった。

滞納繰越分については、償還金の未納者に対して、督促状の発行や各種通知文に未納額を掲載して納入を促すとともに、県担当者が奨学生であった者やその保護者と面談するなどして返還指導を実施した結果、令和元年度中に16,060,283円を収納し、令和2年3月末現在では591,535,499円となったが、新たに令和元年度の未収金21,994,981円が発生したことから、令和元年度末の収入未済額は613,530,480円となっている。

平成23年度からはすべての未納対象者に対し「未納状況通知書」を送付することで、さらに返還を促すとともに、平成25年度からは奨学生指

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

東 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部

令 和 元 年 7 月 11 日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	90,000	237,020	327,020	金額は各年度の決算による
29年度	0	279,505	279,505	
差引増減	90,000	42,485	47,515	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	10,476,427	43,855,778	54,332,205	金額は各年度の決算による
29年度	9,666,564	38,007,301	47,673,865	
差引増減	809,863	5,848,477	6,658,340	

（父子福祉資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	94,000	23,500	117,500	金額は各年度の決算による
29年度	23,500	0	23,500	
差引増減	70,500	23,500	94,000	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	286,881	1,852,843	2,139,724	金額は各年度の決算による
29年度	210,949	1,695,074	1,906,023	
差引増減	75,932	157,769	233,701	

（措置の内容）

- 生活保護費戻入金については、生活保護費返還金納付計画に基づく適期収入が図られるよう、滞納者に対し督促状・催告書の送付や臨戸訪問による納入指導に努めた。  
前年度に発生した生活保護戻入金327,020円については、滞納者2名が年度途中で死亡したこと、残る滞納者1名も生活保護受給者であったことから、計画どおりの返還が困難となり、全額未納となった。なお、令和元年度に発生した生活保護戻入金355,179円については全額納入されたことから、令和元年度の収入未済額は327,020円のみである。今後も粘り強く返還指導を行い、滞納繰越額の縮減に努めて参りたい。
- 母子父子寡婦福祉資金特別会計の貸付金償還金については、貸付申請時に母子・父子自立支援員が制度を十分説明し適正な償還計画を作成するよう指導するとともに、償還開始直前には借受人に償還が始まることを連絡するなど、適期収入に努めた。  
また、償還が滞った者には、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び借主（連帯借主）への電話、臨戸訪問による償還指導を行うとともに、連帯保証人に対しても借主に対する返済の働き掛けや連帯保証人自身からの償還を依頼するなど、納入指導に努めた。  
その結果、前年度からの滞納繰越分56,589,429円のうち、7,046,232円が納入された。  
しかしながら、償還者の就職難や疾病などによる経済状況の悪化により償還が困難となる者が多く、令和元年度償還分10,754,729円が未収となったため、令和元年度の収入未済額は60,297,926円となったことから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導を粘り強く行い、納期限内の収入確保と滞納繰越額の縮減に努めて参りたい。

監査対象機関

監査年月日

東予地方局産業経済部今治支局

令和元年7月9日

（監査の結果）

職員の不注意により公用車による事故が発生（1件）し、相手方の入

の被害があったほか、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

（措置の内容）

日頃から、交通ルールの遵守はもとより、安全運転の励行と事故防止について注意喚起を行っているところであるが、引き続き、職員に対する安全運転意識高揚の徹底を図り、再発防止に努めている。

監査対象機関

監査年月日

東予地方局建設部

令和元年7月11日

（監査の結果）

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	549,800	5,125,400	5,675,200	金額は各年度の決算による
29年度	465,000	6,191,600	6,656,600	
差引増減	84,800	1,066,200	981,400	

（措置の内容）

平成30年度末時点で5,675,200円の収入未済額があったが、令和元年度においても納入促進を図るため、滞納者に対して定期的に戸別訪問等による納入督促を行った。  
また、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出し等での催告、連帯保証人への協力依頼などにより、強力に納入指導を実施するとともに、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し訴訟を提起することとしている。  
この結果、令和元年度は、滞納繰越金の656,200円の納入があり、不納欠損処分2,671,500円を行った。令和元年度現年度分の収入未済額は525,400円となり、令和元年度分を含めた収入未済額は、前年度に比べ2,802,300円減の2,872,900円となっている。  
今後とも、引き続き納入督促を行い、滞納整理に努めて参りたい。

監査対象機関

監査年月日

東予地方局今治土木事務所

令和元年7月9日

（監査の結果）

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	1,038,000	1,346,200	2,384,200	金額は各年度の決算による
29年度	711,400	2,008,700	2,720,100	
差引増減	326,600	662,500	335,900	

（措置の内容）

平成30年度末時点で2,384,200円（31名）の収入未済額があったが、令和元年度においても納入促進を図るため、滞納者に対して定期的に戸別訪問等による納入督促を行った。  
また、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出し等

での催告、連帯保証人への協力依頼などにより強力に納入指導を実施するとともに、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し訴訟を提起することとした。

この結果、令和元年度は、滞納繰越金の38.6%、919,900円（30名）の納入があったものの、令和元年度現年度分の収入未済額は1,060,500円となり、令和元年度末現在の収入未済額は、前年度に比べ140,600円増の2,524,800円となった。

今後とも、引き続き納入督促を行い、滞納整理に努めて参りたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 総 務 企 画 部	令 和 元 年 7 月 25 日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	246,174,486	388,008,520	634,183,006	金額は各年度の決算による
29年度	251,715,372	528,859,269	780,574,641	
差引増減	5,540,886	140,850,749	146,391,635	

(措置の内容)

現年課税分のうち自動車税については、「納期内納付キャンペーン」を実施し、コンビニ及びクレジットカード収納等の利用促進により、納期内納付を促進した。

また、県税の滞納（現年分及び繰越分）については、愛媛県徴収確保対策本部において策定された滞納整理方針及び数値目標に基づき、迅速な差押の実施と換価処分等の促進、税務職員の相互併任等の市町と連携した滞納整理の推進など、効果的・効率的な徴収対策を実施した。

さらに、中予地方局では、平成24年度に設置した「愛媛県特別滞納整理班」に県内の徴収困難案件や煩雑な公売案件を集約し、時機を逃さず専門的な滞納処分に取り組んだ。

これらの取組みの結果、現年度分と滞納繰越分を合わせた収入未済額は、平成30年度の634,183,006円から令和元年度には563,215,351円となり、70,967,655円、11.19%の減少となった。

また、現年度課税の納期内納付率は、金額ベースで98.08%、対前年比0.46ポイント増となり、このうち自動車税種別割（旧自動車税）は87.64%で対前年比1.16ポイント増となった。

今後とも、納税秩序を確立し、税負担の公平性と県税収入の確保を図るため、納期内納付の促進と収入未済額の縮減に努めて参りたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	266,596,924	296,618,427	563,215,351	金額は各年度の決算による
30年度	246,174,486	388,008,520	634,183,006	
差引増減	20,422,438	91,390,093	70,967,655	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	令 和 元 年 7 月 25 日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	2,275,450	14,050,310	16,325,760	金額は各年度の決算による
29年度	2,104,220	12,061,090	14,165,310	
差引増減	171,230	1,989,220	2,160,450	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	1,895,030	8,388,286	10,283,316	金額は各年度の決算による
29年度	1,875,622	8,817,653	10,693,275	
差引増減	19,408	429,367	409,959	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	127,128	1,117,058	1,244,186	金額は各年度の決算による
29年度	127,128	1,678,412	1,805,540	
差引増減	0	561,354	561,354	

(措置の内容)

1 生活保護費戻入金の過年度収入未済額については家庭訪問や電話、文書等で納入指導を行った結果、前年度からの滞納繰越額16,325,760円に対し、162,789円の納入があったが、令和元年度現年度償還分1,947,578円が未納となったことから、令和元年度末現在の収入未済額は18,110,549円となっている。

滞納者は、生活保護を受給中又は受給していた者で、厳しい生活状況にはあるが、今後とも、家庭訪問や電話、文書等により返還指導を行い、収入の確保と収入未済額の縮減に努めたい。

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金の過年度収入未済額については、督促状・催告書の送付や電話・訪問による督促などを実施した結果、前年度からの滞納繰越額11,527,502円に対し、1,638,424円（不納欠損：310,300円を含む）の納入等があったが、令和元年度現年度償還分1,711,449円が未納となったことから、令和元年度末現在の収入未済額は11,600,527円となっている。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、引き続き、電話・文書等による返還指導を行うとともに、個々の生活状況に応じた適切な返還計画などの指導も併せて行い、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の整理・縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 建 設 部	令 和 元 年 7 月 25 日



(監査の結果)

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	5,678,787	19,280,530	24,959,317	金額は各年度の決算による
29年度	6,236,602	17,881,330	24,117,932	
差引増減	557,815	1,399,200	841,385	

2 収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
28年度	1者	5,794	平成30年度決算による

3 収入未済の河川不法投棄処分費用負担金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
29年度	1者	248,400	平成30年度決算による

4 職員の不注意により公用車による事故が発生(5件)し、当該車両及び相手方車両の毀損があった。

(措置の内容)

1 平成30年度末における県営住宅貸付料滞納分(24,959,317円)については、愛媛県県営住宅家賃滞納整理要領及び愛媛県県営住宅指定管理者業務仕様書に基づき、本人に対する督促状の送付、電話や訪問による督促、呼出しによる納付指導を行うとともに、保証人に対する納付指導依頼を行うほか、債権回収業者への収納業務委託により滞納の解消に努めている。

この結果、令和2年3月末日現在において、6,133,016円納付及び3,691,000円の不納欠損処分により、滞納額が15,135,301円に減少した。今後とも住宅貸付料の納期限内収入に留意するとともに、滞納繰越分についても収入確保に努めたい。

2 納入義務者は、平成30年4月27日に破産手続きが終結し、同年5月1日付で商業登記簿が閉鎖され、法人格が消滅している。残る収入未済額5,794円については、愛媛県債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理に努めたい。

3 納入義務者は、平成30年4月に保護決定を受け、現在も生活保護を受給している状況である。

定期的に就労状況等の確認を行うなど、適切な債権管理に努めたい。

4 職員が公用車を運転する機会が非常に多い職場であることから、平素から職員に対して、朝礼等で交通法規遵守と交通事故防止についての注意喚起を行っているが、なお一層安全運転の徹底を促し、交通事故の防止に努めることとしたい。

監査対象機関

監査年月日

中予地方局久万高原土木事務所	令和元年7月25日
----------------	-----------

(監査の結果)

1 収入未済の違約金及び前払金余剰額に対する利息(いずれも工事請負契約の解除に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

(違約金)

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
26年度	1者	270,100	平成30年度決算による

(利息)

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
26年度	1者	247,885	平成30年度決算による

2 職員の不注意により公用車による事故が発生(2件)し、当該車両の毀損(うち公用車1台は廃車)があり、県に多額の損害を与えた。

(措置の内容)

1 平成26年度違約金及び過払前払金返還利息の納入義務者から、平成26年6月27日に工事続行不能届の提出があり、同日、工事請負契約を解除した。

その後、平成26年9月11日管轄の裁判所において破産手続きが開始されたため、平成27年1月30日付けで、当該収入未済を破産債権として届出書を提出していたところ、平成28年9月22日付けで費用不足により破産手続き廃止の決定が確定した。

今後とも、愛媛県債権管理マニュアルに基づく適切な債権管理を行いたい。

2 所属職員全員に対して、朝礼等機会あるごとに交通法規遵守と交通事故防止についての注意喚起を行っているが、なお一層安全運転の徹底を促し、交通事故の防止に努めることとしたい。

監査対象機関

監査年月日

南予地方局総務企画部	令和元年7月26日
------------	-----------

(監査の結果)

1 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、当方及び相手方に人的被害があったほか、当該車両の廃車及び相手方車両の毀損等があり、県に多額の損害を与えた。

2 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	47,994,488	56,365,456	104,359,944	金額は各年度の決算による
29年度	54,765,141	68,757,523	123,522,664	
差引増減	6,770,653	12,392,067	19,162,720	

(措置の内容)

1 公用車を使用する際には、平素から職員には交通法規の遵守、体調管理に万全を期すよう指導しているところであるが、今後このような事故が発生しないよう、なお一層の安全運転の徹底を促し、交通事故防止に努めてまいりたい。

2 令和元年度現年度課税分については、前年度に引き続き自動車税納期内納付キャンペーン(街頭啓発)や「クレジットカード」や「スマートフォン決済アプリ」等の納税方法の拡充などによる納期内自主納税の促進に努めるとともに、給与を中心とした債権の差押等積極的な滞納処分を実施したが、一部年度未課税分の滞納について新型コロナウイルス感染症対策への対応のため、4月、5月の滞納処分等のかかりが遅れたこと等により、未収金は50,762,047円となり、前年度に比べて2,767,559円増加した。

令和元年度滞納繰越分については、滞納整理方針及び数値目標に基づき計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化期間の設定、債権差押の徹底と換価処分の促進、局独自文書催告など徴収確保に努め、本局管内(平成24年度から)及び支局管内(平成26年度から)において取り組んでいる「県・市町税務職員の相互併任」による個人県

民税等の滞納案件に係る徴収確保等により、平成30年度に繰越した未収入金104,359,944円は令和2年5月31日現在45,764,246円となり、58,595,698円減少した。

これらの取組の結果、現年度分、滞納繰越分を合わせた収入未済額は、平成30年度末の104,359,944円から、令和元年度末には96,526,293円となり、7,833,651円、7.51%の減少となっている。

今後も、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、納期限内納付の促進と収入未済額の縮減に努めたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	50,762,047	45,764,246	96,526,293	令和2年5月31日現在
30年度	47,994,488	56,365,456	104,359,944	令和元年5月31日現在
差引増減	2,767,559	10,601,210	7,833,651	

監査対象機関	監査年月日
南予地方局健康福祉環境部	令和元年7月26日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	5,579,600	10,911,894	16,491,494	金額は各年度の決算による
29年度	1,547,610	9,767,504	11,315,114	
差引増減	4,031,990	1,144,390	5,176,380	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	5,947,844	28,573,111	34,520,955	金額は各年度の決算による
29年度	6,351,819	25,871,080	32,222,899	
差引増減	403,975	2,702,031	2,298,056	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	160,104	717,366	877,470	金額は各年度の決算による
29年度	163,104	2,595,906	2,759,010	
差引増減	3,000	1,878,540	1,881,540	

3 収入未済の特別障害者手当返還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
30年度	1者	53,620	平成30年度決算による

4 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	236,000	3,417,282	3,653,282	金額は各年度の決算による
29年度	645,756	2,864,276	3,510,032	
差引増減	409,756	553,006	143,250	

(八幡浜支局)

(措置の内容)

1 平成30年度末において、生活保護費戻入金の収入未済額が16,491,494円であったが、納入指導を行った結果、令和2年3月末までに未納額が4,005,118円減額となり、最終未納額は12,486,376円となった。

未納者は65名であり、うち33名は保護を廃止、残り32名は保護中である。

未納者に対しては、今後も継続して返還指導してまいりたい。

なお、令和元年度の現年度分の生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

元年度生活保護費戻入金収入状況表

令和2年5月31日現在

元年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
5,872,157円	4,588,077円	1,284,080円	78.1%

未納者20名

2 収入未済額の縮減を図るため、資金の貸付申請時に借主(連帯借主)に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始前には借主に対し、口座振替を勧めるなど、期限内納付の促進に努めた。

なお、償還が滞った場合には、借主(連帯借主)に対し督促状の送付、電話や訪問による継続的な償還指導を行うとともに、連帯保証人に対しては、借主に対する返済の働き掛けや可能な範囲での支援を要請したほか、時効援用のあった未収金について不納欠損の手続きを行い、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越額35,398,425円は、令和2年3月31日現在で5,364,169円の償還があり、滞納者108名中19名が償還済みとなったほか、70名からは一部納入を得ることができた。

しかしながら、借主の不安定な雇用状況等から、生活困窮者、多重債務者など依然として償還困難者が多く、令和元年度現年度分を加えた出納閉鎖時(R2.5.31)の償還未済額は35,617,054円(現年度分5,582,798円、滞納繰越分30,034,256円)となっている。

今年度も引き続き、滞納者への催告書の送付をするとともに、日々の母子・父子自立支援員の電話催告等に応じない滞納者に対して、同支援員の協力を得て戸別訪問による償還指導や就労情報提供等を積極的に行っていく。さらに、納付書で納付している償還者に償還金の口座振替を推進し、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

また、消滅時効(10年)を過ぎた主債務者(借主、連帯借主)から時効援用の申し立てがあった場合、不納欠損処理を行うこととしている。

3 平成30年度末において収入未済額が53,620円あり、本人が死亡したため、相続人に対し、電話等による納入指導を行った結果、令和元年度に全額納入され、未納額は0円となった。

4 平成30年度末において収入未済額が3,653,282円あり、訪問や電話等による納入指導を行った結果、令和2年3月末までに4名から、39

7,965円納入され、また、時効到来分506,050円を不納欠損処分した結果、未納額は2,749,267円となった。

未納者は11名であり、うち4名は保護中である。

引き続き、未納者に対し粘り強く適切な返還指導を行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

なお、令和元年度の現年度分生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

元年度生活保護費戻入金収入状況表

令和2年5月31日現在

元年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
6,048,256円	4,298,352円	1,749,904円	71.1%

未納者7名

(措置の内容)

令和元年9月25日に完納。

監査対象機関

監査年月日

南予地方局八幡浜土木事務所

令和元年7月18日

(監査の結果)

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	85,500	0	85,500	金額は各年度の決算による
29年度	367,700	737,600	1,105,300	
差引増減	282,200	737,600	1,019,800	

監査対象機関

監査年月日

南予地方局建設部

令和元年7月26日

(監査の結果)

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	873,500	708,200	1,581,700	金額は各年度の決算による
29年度	369,100	701,800	1,070,900	
差引増減	504,400	6,400	510,800	

(措置の内容)

平成30年度から令和元年度に繰り越された85,500円については、令和元年度中に行った督促により、全額解消した。

また、令和元年度末に新たに発生した収入未済額80,100円については、出納閉鎖後も粘り強く督促を続けているところである。

今後とも、粘り強く督促を続け、収入未済額の縮減及び納期限内の収入確保に努めてまいりたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	80,100	0	80,100	金額は各年度の決算による
30年度	85,500	0	85,500	
差引増減	5,400	0	5,400	

(措置の内容)

平成30年度末時点で1,581,700円(15名)の収入未済額があったが、滞納者及び連帯保証人に対し、督促状の送付・呼出し・訪問等納付指導に努めた結果、現年度分(平成30年度分)702,900円(11名)の納付があり、また、282,000円(1名)を不納欠損処分したため、収入未済額は596,800円(3名)となっている。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めて参りたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	1,061,100	596,800	1,657,900	金額は各年度の決算による
30年度	873,500	708,200	1,581,700	
差引増減	187,600	111,400	76,200	

監査対象機関

監査年月日

福祉総合支援センター

平成31年4月22日

(監査の結果)

1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	6,495,350	26,191,680	32,687,030	金額は各年度の決算による
29年度	6,974,930	26,738,400	33,713,330	
差引増減	479,580	546,720	1,026,300	

2 収入未済の非常勤嘱託職員報酬返納金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
29年度	1者	55,128	平成30年度決算による

(措置の内容)

1 児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対し、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。

監査対象機関

監査年月日

南予地方局大洲土木事務所

令和元年7月18日

(監査の結果)

土木使用料(堤防河川敷地水面)について、納期限内の収入確保に努めるとともに、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
30年度	1者	12,802	平成30年度決算による

滞納となったものについては、平成15年度に制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、四半期毎に徴収検討会議を開催し、未納状況について情報を共有するとともに、滞納者の生活状況や重点的に納付を指導すべき未収金について検討を行い、文書催告や臨戸訪問等により積極的に滞納整理を行った。

今後とも、保護者との連絡を密にし、収入の確保に努めたい。

区分	収入未済額（円）		
	平成30年12月31日現在	平成30年度末現在（平成31年度への繰越額）	令和2年5月31日現在
30年度 現年分	6,095,050	6,495,350	6,034,110
30年度 滞納繰越分	27,411,990	26,191,680	20,661,220
計 ①	33,507,040	32,687,030	26,695,330
元年度 現年分②			6,577,460
合計（①+②）	33,507,040	32,687,030	33,272,790

2 平成30年4月に債務者の破産手続が開始され、破産債権届出書を管轄の裁判所に提出し、平成30年12月に簡易配当の通知がなされた。

配当額は13,686円で、平成31年1月10日に収納手続きを行った。収入未済額について適切な債権管理に努めたい。

区分	収入未済額（円）		
	平成30年12月31日現在	平成30年度末現在（平成31年度への繰越額）	令和2年5月31日現在
29年度 現年分	68,814	55,128	55,128

監査対象機関	監査年月日
東予子ども・女性支援センター	令和元年5月29日

（監査の結果）  
児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	1,195,170	6,110,810	7,305,980	金額は各年度の決算による
29年度	1,224,040	7,091,091	8,315,131	
差引増減	28,870	980,281	1,009,151	

（措置の内容）  
児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状の送付をするとともに、徴収会議において未納者の状況を把握し、電話催告、戸別訪問を実施し、収入未済額の縮減に努めている。

今後とも、負担金の適時・適切な収入に留意するとともに、滞納繰越分については、面接やケース訪問時を利用して保護者との連絡を密にし、期限内納入の啓発に努めるとともに、効果的な督促を行い収入の確保に努めたい。

区分	収入未済額（円）		
	平成30年11月30日現在	令和元年度への繰越額（平成30年度末現在）	令和元年11月30日現在
平成30年度分	968,410	1,195,170	1,119,270
滞納繰越分	8,204,931	6,110,810	6,083,810
計 ①	9,173,341	7,305,980	7,203,080
令和元年度分②			1,155,520
合計（①+②）	9,173,341	7,305,980	8,358,600

監査対象機関	監査年月日
南予子ども・女性支援センター	令和元年5月30日

（監査の結果）  
児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	2,932,140	8,552,470	11,484,610	金額は各年度の決算による
29年度	2,821,630	7,473,790	10,295,420	
差引増減	110,510	1,078,680	1,189,190	

（措置の内容）  
児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。  
また、滞納となったものについては、督促状、10月に催告書を送付するとともに、徴収会議を開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別を実施、訪問または電話による重点的な納入催告に努めた。  
その結果、平成31年度に繰り越した未収金11,484,610円の内、令和2年3月末現在27,000円を収納し、1,678,180円を不納欠損処理した。  
今後とも、負担金の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越分についても、保護者との連絡を密にし、効果的な督促に努め、その縮減に努めたい。

区分	収入未済額（円）	
	平成31年度への繰越額（平成30年度末現在）	令和2年5月31日現在
平成30年度分	2,932,140	2,932,140
滞納繰越分	8,552,470	6,847,290
計 ①	11,484,610	9,779,430
平成31年度分②		1,825,590
合計（①+②）	11,484,610	11,605,020

監査対象機関	監査年月日
子ども療育センター	令和元年5月23日

（監査の結果）  
子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	647,322	2,589,360	3,236,682	金額は各年度の決算による
29年度	774,035	3,111,808	3,885,843	
差引増減	126,713	522,448	649,161	

(措置の内容)

子ども療育センター利用料金については、保護者等に対し、施設サービス利用の契約締結の際に、利用料金自己負担の制度を十分説明するなどして、納期限内の収入確保に努めた。また、滞納となった者については、督促状・催告書の送付や電話催告のほか、来所の機会(夜間・休日を含む)による直接面談を行い、早期納入について指導するなど収入未済額の縮減に努めた。

今後とも、利用料金の適期収入に留意するとともに、収入未済額の縮減については、保護者等との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めたい。

区分	収入未済額(円)				
	令和元年度への繰越額(平成30年度末現在)	令和元年10月31日現在	差引増減	備考	
滞納繰越分	~平成29年度分	2,589,360	2,092,466	496,894	金額は各年度の決算による
	平成30年度分	647,322	472,220	175,102	
	計	3,236,682	2,564,686	671,996	

監査対象機関	監査年月日
今治西高等学校	平成31年3月20日

(監査の結果)

職員(1名)の住居手当について、住居手当額の算定誤りにより、201,400円(平成29年4月から平成30年10月分)が支給不足となっていた。

(措置の内容)

74,200円(平成30年4月から10月分)は給与電算システムにより12月給与にて追給。残り127,200円(平成29年4月から平成30年3月分)は財務処理にて平成31年3月8日に追給した。今後は職員への研修・啓発及び認定時の事務担当者のダブルチェックを確実にすることとする。

監査対象機関	監査年月日
みなら特別支援学校	平成31年3月20日

(監査の結果)

職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、相手方の人的被害があったほか、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(措置の内容)

本校スクールバス運転士の不注意により、事故が発生。被害者より物件損害に関する承諾書及び人身損害に関する承諾書を受領し、事故後の処理が完了した。

事故後速やかに、本校の安全運転管理者である教頭を通じて、スクールバス運転士全員に、交通安全の指導を行い、再発防止を図った。

監査対象機関	監査年月日
警察本部	令和元年8月28日

(監査の結果)

1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	2,341,000	2,830,356	5,171,356	金額は各年度の決算による
29年度	2,396,000	4,316,356	6,712,356	
差引増減	55,000	1,486,000	1,541,000	

2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	405,200	860,226	1,265,426	金額は各年度の決算による
29年度	377,626	902,200	1,279,826	
差引増減	27,574	41,974	14,400	

3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
17年度及び19年度	2者	809,000	平成30年度決算による

4 職員の不注意により警察車両による事故が発生(8件)し、当該車両の毀損があった。

(措置の内容)

1 放置違反金に係る納付期限内の収入確保と収入未済額の縮減に向けた対策として、封筒の色を変えた督促状や催告書の送付をはじめ、電話による催促、滞納者の住居地や勤務地へ直接赴いての所在調査及び面接等を積極的に実施した結果、平成30年度末現在の収入未済額5,171,356円が、令和元年12月末日現在で2,961,000円となり、収入未済額の縮減に努めた。

今後、訪問による催促活動や所在不明者の追跡調査を積極的に実施するとともに、会計員制度を活用した直接訪問時における現金徴収、財産調査に基づく預金口座や生命保険契約の解約返戻金差押え及び勤務先に対する給料差押え勧告等、様々な徴収対策を実施し、収入未済額の縮減に努める。

2 延滞金(放置違反金に伴うもの)に係る納付期限内の収入確保と収入未済額の縮減に向けた対策として、催告書の送付をはじめ、電話による催促、滞納者の住居地や勤務地へ直接赴いての所在調査及び面接等を積極的に実施した結果、平成30年度末現在の収入未済額1,265,426円が、令和元年12月末日現在で641,426円となり、収入未済額の縮減に努めた。

今後、訪問による催促活動や所在不明者の追跡調査を積極的に実施するとともに、会計員制度を活用した直接訪問時における現金徴収、財産調査に基づく預金口座や生命保険契約の解約返戻金差押え及び勤務先に対する給料差押え勧告等、様々な徴収対策を実施し、収入未済額の縮減に努める。

3 損害弁償金の収入未済額のうち、平成17年度調定分(収入未済額424,000円)については、平成17年10月に発生した拾得金詐欺事件に係る損害弁償金であるが、平成30年度までに損害弁償金519,000円のうち95,000円を納付させている。

債務者は、刑務所への収監を繰り返していたが、平成30年2月に出所が確認できたため、同年8月に面接を実施し、納付の意思を確認した上で誓約書を徴収したものの、平成31年2月、再度刑務所へ収監（現在は医療施設へ移送）されたことが確認され、損害弁償金を納付できる状況にないことから、郵送により支払を催促するとともに、在所状況を随時確認し、可能な限り早期の収納に努める。

平成19年度調定分（収入未済額385,000円）については、平成19年6月発生の本部庁舎損壊事件に係る損害弁償金であるが、平成30年度までに損害弁償金924,000円のうち539,000円を納付させている。

債務者とは都度面談し、就労や生活状況を把握しているものの、収入が安定しておらず、また、多重に債務を抱えている状況であることから、生活に困窮しており、納付の意思はあるものの直ちに損害弁償金を納付することができないとのことであったため、改めて誓約書等を徴収し、可能な限り早期の収納に努める。

- 4 職員の交通事故防止対策は、警務部教養課安全運転指導係により、
- ・専門知識を有する職員による交通事故防止教養等の実施
  - ・初任科生に対する運転教養、二輪車運転指導・検定の実施
  - ・警察車両運転免許受検者に対する教養・訓練の実施
  - ・交通事故を惹起した職員に対する教養・実技講習の実施
  - ・職員の交通事故防止意識の高揚を図るため、交通事故発生状況と特徴の分析

に基づく定期的な教養資料の作成・発出などの諸対策を推進している。

特に、不注意による事故が多発していることから、職員一人一人に交通事故防止への意識及び運転時の緊張感を持たせるため、昨年度から、各所属に安全運転指導者を指名し、教養課安全運転指導係と連携を取りながら、本部主導の事故防止対策だけでなく、各所属においても安全運転指導者が中心となって

- ・KYT（危険予測トレーニング）動画を使用した教養
  - ・若手職員に対する運転訓練
  - ・事故惹起者に対する面接教養・運転訓練・同乗指導等の早期実施
- など、交通事故防止意識の醸成を目的とした、事故防止対策を実施している。

なお、新たな対策として、職員事故の傾向や所属の運転講習実施状況などを基に、各回対象者を選定の上、免許センターの試験コースを使用し、対象に応じて教養内容を変更しながら、交通事故防止研修会としての的を絞った運転講習を年間通じて実施している。

監査対象機関	監査年月日
今治警察署	平成31年2月8日

（監査の結果）

- 1 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
18年度	1者	789,931	平成30年度決算による

- 2 職員の不注意により警察車両による事故が発生（5件）し、当該車両及び相手方車両の毀損があった。

（措置の内容）

- 1 平成18年6月に発生した公用車両損傷に係る損害弁償金（収入未済額789,931円）については、平成30年度までに損害弁償金799,931円のうち10,000円を納付させている。

債務者は一時所在不明となったが、追跡調査を継続した結果、平成28年9月に逮捕、拘留され、平成29年7月、刑務所へ収監されていることが判明したことから、平成30年9月、収容先である刑務所へ支払催促通知及び支払誓約書を郵送し、支払誓約書を徴収した。

収監されているため損害弁償金を納付できる状況にないが、今後も定期的に連絡を取りつつ、資産調査等も実施し、可能な限り早期の収納に努める。

- 2 職員による警察車両の交通事故防止については、次の施策を実施している。

(1) 指導教養の徹底

朝礼、幹部会議、定例研修会、電子回覧等において、職員の交通事故発生状況、事故形態分析による再発防止を含めた交通事故防止について、反復継続した教養を実施している。

(2) 実践的な事故防止訓練等の実施

警務部教養課安全運転指導係による交通事故防止訓練の実施、ヒヤリハットと体験を活用した受傷事故防止教養により、運転技術の向上等を図っている。

(3) 同乗者による確認の徹底

車両に同乗した際の走行時の安全確認、後退時の確実な誘導の徹底について教養し、お粗末事故等の事故防止に努めている。

監査対象機関	監査年月日
松山東警察署	平成31年2月8日

（監査の結果）

- 1 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
29年度	4者	219,784	平成30年度決算による

- 2 職員の不注意により警察車両による事故が発生（6件）し、当該車両及び相手方車両の毀損があった。

（措置の内容）

- 1 損害弁償金の収入未済額のうち、平成29年5月に発生した被留置者による建造物損壊事案に係る損害弁償金（収入未済額28,080円）については、債務者が収監されていた施設をすでに出所しており、現住居等が不明であったことから、自宅への電話連絡及び催促状の送付を実施するも、家族等にも連絡が取れず居所不明な状態であるため、引き続き所在の把握に努め、可能な限り早期の収納に努める。

平成28年11月に発生した未成年者によるパトカー損傷事案に係る3債務者を有する損害弁償金（収入未済額191,704円）については、平成30年度までに損害弁償金521,704円のうち330,000円を納付させているが、平成30年3月に法定代理人である親権者を含めた債務弁済契約を締結し、当該契約に基づき債権管理をした結果、令和元年12月末時点での収納状況は、

債務者甲の損害弁償額208,681円については、全額収納済  
 債務者乙の損害弁償額208,681円のうち、150,000円収納済、残額58,681円  
 債務者丙の損害弁償額104,342円のうち、50,000円収納済、残額54,342円  
 であり、収入未済額は113,023円と縮減している。

今後も引き続き債務者と連絡を取り、可能な限り早期の収納に努める。

- 2 職員による警察車両の交通事故防止については、次の施策を実施している。

(1) 指導教養の徹底

朝礼、幹部会議等において、天候・季節に応じた交通事故防止、職員の交通事故発生状況事例、事故形態分析による再発防止、防衛運転の励行を継続教養している。

(2) 職員の交通事故防止意識高揚

朝礼時に交通事故防止をテーマとした職員による一口スピーチを実施し、交通事故や防止施策等を発表している。

(3) 実践的な事故防止訓練等の実施

若手警察官を対象として、安全運転に必要な知識・技能の習得を目的とした運転実技訓練を実施している。

(4) 交通事故再発防止対策の実施

交通事故を惹起した職員に対し、再発防止対策として実技訓練の実施、再発防止に向けた自己方策の作成等を実施し、当事者自身に事故の原因となった行動やこれまでの運転方法について、自ら考えさせている。

(5) 車両点検の徹底

ドライブレコーダーを含めた日常点検整備の徹底を実施し、運転者自身の安全意識の向上を図っている。

注意すべき点の教養)を教習所のコースや当署駐車場等で行い、職員の運転技能の向上を図っている。

(4) 車両点検の実施

朝礼終了後、車両責任者等による公用車両の日常点検を実施し、実施簿へ記録するなど、車両の適正な管理を図っている。特に、毎週木曜日は重点車両点検日に指定し、綿密な車両点検を実施している。

監査対象機関	監査年月日
松山南警察署	平成31年2月8日

(監査の結果)

1 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
28年度	1者	710,822	平成30年度決算による

2 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車両及び相手方車両の毀損があった。

(措置の内容)

1 平成27年2月に発生した警察車両2台の損壊に係る損害弁償金(収入未済額710,822円)については、債務者が被害弁償に応じないまま刑務所に収監されたため、刑務所での面会や書類での催促通知を行っていたところ、平成29年2月に支払誓約書を徴収したものであるが、資産を有しておらず支払能力がないことから、収入未済となっているものである。

平成30年中に出所する予定であったことから、刑務所に督促状を送付したところ、刑期が延長となり、刑務所も移監されていたため一時所在不明となっていたが、追跡調査を継続した結果、収監されている刑務所を特定し、督促状による納付催促と出所後の連絡先の確認を行ったものの、明確な返答を得ることはできなかった。

令和元年11月、所在状況について刑務所に確認したところ、既に出所していたことが判明したことから、現在所在を調査中であり、早期に所在を確認した上で支払催促を行い、可能な限り早期の収納に努める。

2 職員による警察車両の交通事故防止対策として、次の施策を実施している。

(1) 事故防止教養の徹底

朝礼、定例研修会等において、署長、副署長及び交通課長から、その日の天候や最近の交通事故発生状況、事故形態や原因等を踏まえ、防衛運転や交通事故の再発防止教養を継続して実施している。

(2) 事故防止意識の高揚

「松山南署お粗末事故防止3原則」や「2倍運動の励行」など、交通事故防止の注意喚起に関する唱和を朝礼で行うとともに、公用車に事故防止注意喚起シールを貼付するなどして浸透を図っている。また、交通事故防止に関するテーマでの3分間スピーチや小集団検討会を行うなど、職員の交通事故防止意識の高揚を図っている。

(3) 事故防止訓練等の実施

署独自教養として、交通事故惹起者と若手職員等を対象とした四輪及び二輪車の運転訓練(車両の死角や基本的な心構え、運転時に

監査対象機関	監査年月日
西予警察署	平成31年3月20日

(監査の結果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(措置の内容)

職員による警察車両の適正な運用管理を徹底させるために、  
・幹部による朝礼、幹部会等機会を捉えた指示教養の徹底  
・朝礼後や運行前の確実な日常点検整備の実施と確実な書類作成  
・車両損傷発生時又は発見時の報告・連絡の徹底  
・朝礼、幹部会、定例研修会での交通事故防止教養の実施等を行い、確実な日常点検整備の実施と適正な車両の維持管理に努めている。また、職員による交通事故防止を図るための教養にも取り組んでいる。

監査対象機関	監査年月日
宇和島警察署	平成31年3月20日

(監査の結果)

1 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
23年度	1者	190,000	平成30年度決算による

2 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車両の毀損があった。

(措置の内容)

1 平成23年3月に発生した公務執行妨害及び道路交通法違反事件による公用車両損傷に係る損害弁償金(収入未済額190,000円)については、平成30年度までに損害弁償金384,657円のうち194,657円を納付させているが、令和元年11月に10,000円の収納があり、収入未済額は180,000円と縮減している。

債務者に対しては、電話による支払催促を行っており、毎年、少額ではあるが納付していることから、今後も引き続き債務者と連絡を取りながら、可能な限り早期の収納に努める。

2 職員の警察車両による交通事故については、次の施策により事故の防止を図っている。

(1) 交通事故防止教養の徹底

朝礼時において、幹部から季節やその日の天候に応じた注意事項、警察職員としての心構え等、交通事故防止のための必要事項について教養を実施している。

(2) 事故防止意識の高揚

朝礼時に、署員による「交通事故をテーマ」としたスピーチや交通事故防止の遵守事項の唱和及び殉職受傷事故防止訓練により、交通事故防止の意識の高揚に努めている。

- (3) 同乗者による安全確認と誘導の徹底  
車両走行時は、運転者だけでなく同乗者による安全確認を実施するとともに、後退時には、同乗者が確実に降車して誘導し、お粗末事故の防止に努めている。
- (4) 公用車両日常点検整備の実施  
車両運行前に、規定様式の「日常点検整備実施簿」の点検整備項目に基づき、車両の日常点検を実施し車両の適正な管理の徹底を図っている。
- (5) 交通事故再発防止対策の実施  
交通事故を起こした職員に対し、幹部による面接や実技訓練を実施して再発防止を図っている。

監査対象機関	監査年月日
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	令和元年6月10日
発 電 工 水 課	"
県 立 病 院 課	"
松山発電工水管理事務所	令和元年6月7日
今治地区工業用水道管理事務所	令和元年6月7日
西条地区工業用水道管理事務所	令和元年6月4日
中 央 病 院	令和元年6月10日
今 治 病 院	令和元年6月7日
南 宇 和 病 院	令和元年6月7日
新 居 浜 病 院	令和元年6月4日

(監査の結果)

1 工業用水道事業

松山・松前地区工業用水道事業については、給水能力と同量の契約給水量を確保しており、経営成績は安定している。

今治地区工業用水道事業についても、給水能力と同量の契約給水量の確保により経営成績自体は安定している。

しかしながら、実績給水率（契約給水量に対する実績給水量の比率）は依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が望まれる。

また、西条地区工業用水道事業については、前年度に引き続き純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると203億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進支援や既受水企業等への売水促進活動の一層の強化等による新規需要の開拓等に努力を払わたい。

2 病院事業

(1) 当年度の患者数は前年度と比較して減少し、新居浜病院における手術件数の減少などと相まって、医業収益は減少している。

一方、経営内容は厳しさを増し、給与費や高額医療機器更新に伴う減価償却費など医業費用が大幅に増加している。

これまで、「愛媛県立病院中期経営戦略」（平成28年3月策定）に基づく各種施策に引き続き取り組んだものの、純利益については、前年度を10億8,973万円下回り、6億3,325万円の赤字に転落している。

また、累積欠損金は205億円に上り、企業債258億円や一般会計等からの長期借入金91億円など、負債が資産を上回る債務超過の状況になっており、依然として厳しい財政状態が続いている。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が、国の医療制度改革や本県の地域医療構想との連携を図りつつ地域の中核

病院として高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、引き続き経営健全化に取り組みたい。

また、「愛媛県立病院中期経営戦略」（平成28年3月策定）に示されている

- ・ドクターヘリを活用した救急医療体制の強化
- ・今治病院及び新居浜病院でのDPC（包括医療費支払制度）導入に伴う診療の標準化、平均在院日数の短縮化等による診療単価のアップ
- ・新居浜病院での整形外科再開に伴う診療機能や緊急手術への対応機能の強化
- ・南宇和病院での地域包括ケア病床の効率的な運営
- ・後発医薬品の使用拡大 等

具体的な取組については、おおむね順調に実施されているものの、平成30年度の病院事業決算は、平成21年度以来9年ぶりの経常赤字を計上している。

当年度の延患者数は前年度と比較して21,068名も減少しているところであり、患者数の確保及び病床利用率の向上などによる収益の増加を目指すとともに、業務全般にわたる費用の抑制・縮減に一層取り組む必要がある。

また、未処理欠損金が多額であるなど、経営内容が厳しい状況は依然として続いており、新居浜病院の建替えや今治病院の建替えを含めた施設の老朽化対策など多額の資金を必要とする施設の整備計画を進めていくためには、健全経営による資金の確保が重要であることから、引き続き経営の健全化と経営体質の強化に努められたい。

(2) 個人医業未収金（納期到来分）について、早期回収に、一層努められたい。

(平成31年3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	264,671,746	64,817,488	329,489,234
今治病院	30,000,297	17,938,346	47,938,643
南宇和病院	13,544,177	4,375,520	17,919,697
新居浜病院	43,257,531	16,094,236	59,351,767
計	351,473,751	103,225,590	454,699,341

(3) 医業外未収金（納期到来分）について、早期回収に、より一層努められたい。

(平成31年3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	760,504	4,050,610	4,811,114
今治病院	94,320	378,180	472,500
南宇和病院	40,870	56,765	97,635
新居浜病院	282,789	387,500	670,289
計	1,178,483	4,873,055	6,051,538

(4) 廃止された三島病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、適切な債権管理と早期回収に、引き続き努められたい。

(平成31年3月31日現在 単位：円)

区 分	個人医業未収金 (a)	医業外未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
旧三島病院	9,635,474	19,840	9,655,314
計	9,635,474	19,840	9,655,314

(措置の内容)

1 工業用水道事業

今治地区工業用水道事業については、主要な施設を共有している今



治市と連携して契約給水量の確保や経営改善に取り組み、平成29年度には未売水は解消し、現在、令和3年度末を目標とした、同市への譲渡を協議している。

西条地区工業用水事業については、経営基盤の安定化を図るため、県や地元市の企業立地所管部署とも連携した「西条地区工業用水売水促進班」の活動を通じ、引き続き工業用水の需要拡大に努めているところである。

2 病院事業

(1) 県立病院の経営状況について、平成21年度以来9年ぶりの経常赤字を計上し、前年度から10億8,973万円収支が悪化し6億3,325万円の赤字となったことや多額の累積欠損金を抱えているなど、依然として厳しい財政状況となっている。

また、国においては医療制度改革を進めていることから、県においても、今後の人口減少や少子高齢化の急速な進展を見据えた対応が求められており、県立病院を取り巻く環境は、今後急激な変化が予想されている。

このため、平成27年4月に公営企業管理者、保健福祉部長、総務部長、4県立病院長で組織した「県立病院機能強化検討委員会」を設置し、国の目指す医療提供体制や地域医療構想を前提とし、医療現場の声を十分に反映させるほか、医療圏域ごとに異なる医療資源や医療需要の動向を踏まえた議論を行い、平成28年3月「愛媛県立病院中期経営戦略」を策定し、同戦略に基づく各種施策を実施してきた。

こうした中、平成29年2月にドクターヘリの運航が開始されたことから、県立中央病院を核にドクターヘリを活用した救急医療体制の充実を図っているほか、建設から長期間が経過した県立新居浜病院及び今治病院については施設の老朽化対策の検討を進めることとし、特に老朽化が著しい県立新居浜病院については建替えの方針が示され、平成28年度に整備基本計画を策定し、平成29年度にデザインビルド手法による事業者を決定するとともに事業契約を締結した。平成31年3月に起工式を行い、新診療棟の建設に着手しており、令和3年7月の新病院開院に向け、引き続き事業を着実に進めていく。

県立病院には地域の中核病院として、高度で良質な医療を安定的に供給することが求められており、そうした地域に必要な医療を継続して提供し、なおかつ健全経営を確保していくため、一層の医師確保に努力するほか、中期経営戦略に盛り込んだ各種取組の着実な実践に努めたい。

(2) 令和元年度は、弁護士事務所へ委託している「訪問督促」業務を引き続き実施したほか、弁護士事務所の職員を講師に招き、未収金回収対策に係る研修会を独自に開催するなどして、未収金担当者のスキルアップを図った。

今後とも、各病院の担当者や弁護士事務所と連携を図るとともに、他県における効果的な取組みも参考にしながら、早期回収に努めたい。

(令和2年3月31日現在 単位：円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)	平成31年3月31日現在の未収金
中央病院	259,420,369	66,794,708	326,215,077	329,489,234
今治病院	23,424,999	12,500,049	35,925,048	47,938,643
南宇和病院	11,144,534	2,706,100	13,850,634	17,919,697
新居浜病院	38,138,902	17,950,733	56,089,635	59,351,767
計	332,128,804	99,951,590	432,080,394	454,699,341

(3) 医業外未収金についても、個人医業未収金と同様に、各病院の担当者や弁護士事務所と連携を図るなどして、早期回収に努めたい。

(令和2年3月31日現在 単位：円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)	平成31年3月31日現在の未収金
中央病院	739,004	5,984,017	6,723,021	4,811,114
今治病院	77,370	331,430	408,800	472,500
南宇和病院	66,720	46,594	113,314	97,635
新居浜病院	276,009	468,980	744,989	670,289
計	1,159,103	6,831,021	7,990,124	6,051,538

(4) 三島病院に係る個人医業未収金については、既に時効期間が経過しているが、粘り強く督促等を行うとともに、回収不能と判断された債権については、不納欠損処分を行っており、今後とも未収金の削減に努めたい。

旧三島病院 (令和2年3月31日現在 単位：円)

区分	未収金	平成31年3月31日現在の未収金
個人医業未収金	5,161,438	9,635,474
医業外未収金	11,450	19,840
計	5,172,888	9,655,314

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第7号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年10月9日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
医療画像情報システム(PACS)1式(月額賃借料/県立新居浜病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年9月11日	NTT・TCリース(株)四国支店 愛媛県松山市二番町三丁目6番地	1,884,234円	一般競争入札	令和2年7月31日

○愛媛県公営企業告示第8号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年10月9日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
3.0T磁気共鳴画像診断装置(MRI)1式 (月額賃借料/県立新居浜病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年9月11日	NTT・TCリース(株) 四国支店 愛媛県松山市二番町三丁目6番地	4,677,684円	一般競争入札	令和2年7月31日